

**厚木市市営住宅条例施行規則の一部改正（案）に対する  
パブリックコメントの実施結果について**

**1 意見募集期間**

令和7年9月15日（月曜日）から令和7年10月15日（水曜日）まで

**2 意見の件数等**

- |                |    |
|----------------|----|
| (1) 意見をいただいた人数 | 5人 |
| (2) 意見の件数      | 5件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 0件 |

**3 意見と市の考え方**

No.	意見	市の考え方	反映したもの
1	高齢者が優先的に入れる様にして欲しい。又は、障害者や高齢者に優しい仕様の住居を増やして欲しい。	<p>市営住宅は、住宅に困窮する低所得者の方々に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としているため、高齢者世帯が他に優先して入居できるものではありませんが、市営住宅の申込者が多数となり抽選となった際には、高齢者世帯への支援策として、当選確率を一般の方の3倍に設定する優遇措置を講じています。</p> <p>また、市営住宅の大規模な改修等を行う際には、障がい者や高齢者の方々にも配慮した仕様の住居を検討していきます。</p>	
2	高齢者に対する事はよくわかります。しかし、片親の家庭への支援も含めて改正案に盛り込むべきではないでしょうか？これから人口が減っていくにも関わらず、未来への方向性が見えてなく、あまりにも場当たり的と言わざるを得ません。もちろん、記載の内容を拡大解釈もできますが、はっきりと片親家庭支援も明記してもらいたいです。	<p>市営住宅は、健康で文化的な生活を送ることができる住環境を提供し、住宅に困窮する低所得者の方々に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としています。</p> <p>そのため、高齢者世帯だけでなく、母子世帯又は父子世帯、障がい者世帯等に対しても、市営住宅の申込者が多数となり抽選となった際には、当選確率を一般の方の3倍に設定する優遇措置を講じています。</p>	

No.	意見	市の考え方	反映したもの
3	良いと思います		
4	私も単身で、これから高齢者になり契約出来るアパートも無くなると思うので、単身者が入居出来る所が増えるのは、嬉しいです。	市内の単身高齢者の増加傾向を踏まえ、今後の需要に適切に対応でけるよう努めます。	
5	もうちょっと lasvegas にある！去年完成したスフィアみたいな施設ができたら！厚木市に住む方々も増えるし！ずっと地元在住の方も住みやすいし！地域活性化になると思う！世界的 dancer の KENTOMORI さんを呼んだみたいに！	いただいた御意見につきましては、関係部署に情報を共有させていただきます。	

#### 4 お問合せ先

- (1) 担当課名 住宅課
- (2) 連絡先 046-225-2346

#### 5 結果公開日

令和7年11月21日 公開

## 厚木市市営住宅条例施行規則の一部改正（案）について

### 1 改正の趣旨

市営住宅の管理戸数は全12団地481戸で、そのうち単身世帯が入居可能な住戸数は104戸ですが、市内の単身高齢者等が増加傾向にあることから、今後の需要に対応するため、単身入居が可能な市営住宅を拡大するものです。

### 2 市営住宅応募状況（令和元年度～6年度）

戸室ハイツが完成した平成30年以降の応募状況は、一般世帯の倍率が平均1.4倍に対し、単身世帯の倍率は平均7.6倍となっており、応募は増加傾向にあります。

募集年度／月		一般世帯			単身世帯		
		募集数	応募数	倍率	募集数	応募数	倍率
令和元年度	7月	18	43	2.4	3	15	5.0
	1月	23	44	1.9	3	15	5.0
令和2年度	7月	15	12	0.8	5	21	4.2
	1月	21	38	1.8	1	13	13.0
令和3年度	6月	17	17	1.0	1	9	9.0
	11月	14	3	0.2	—	—	—
	1月	8	23	2.9	3	14	4.7
令和4年度	5月	6	5	0.8	—	—	—
	7月	21	27	1.3	4	14	3.5
	1月	29	30	1.0	1	14	14.0
令和5年度	7月	15	10	0.7	2	18	9.0
	1月	9	19	2.1	—	—	—
令和6年度	7月	19	40	2.1	2	27	13.5
	1月	27	27	1.0	2	45	22.5
計		242	338	1.4	27	205	7.6

### 3 現状と課題

市内の公営住宅は全2,600戸（県営2,119戸、市営481戸）あり、人口減少が進む中、今後の需要におおむね対応できることから、市営住宅においては、新規の建設や建替え等を行わず、現在の供給戸数を維持していくこととしています。

なお、市営住宅の選考から漏れてしまった世帯においては、県営住宅や住宅供給公社、UR賃貸住宅、その他民間住宅等と連携し、繋いでいます。

そのような状況の中、高齢化等の影響から、年々単身世帯の需要が高まり応募数が増加傾向にあるため、今後も入居が困難な状況が続くことが想定されます。

また、一般世帯向けの住宅においては、居室数の少ない宮の里ハイツ1LDKの住宅は空室が続いていること、空室の解消に向けた対応が求められています。

#### 4 改正内容

現在、市営住宅の応募の要件として、単身世帯が入居できる市営住宅は「1戸当たりの床面積が39平方メートル以下のもの」と定められておりますが、単身世帯の受け皿の拡大及び一般世帯向け住宅の空室の解消に向けて、単身世帯が入居できる要件を「就寝室の数が1室のもの」に改正します。

	規則改正前	規則改正後	増減
単身世帯が入居できる戸数	104戸	111戸	+7戸

※一般世帯は、すべての住宅に応募することができるため、規則改正後も応募できる住宅が減少することはありません。

- 改正後、単身世帯の入居が可能になる住宅  
宮の里ハイツ1LDK（7戸）

#### 5 今後のスケジュール

令和7年9月 パブリックコメント実施  
12月 厚木市市営住宅条例施行規則改正  
令和8年1月 市営住宅入居者募集